

がっこうかんせんしょう しゅつせきていし
学校感染症による出席停止について

がっこうかんせんしょう がっこうほけんあんぜんほう さだめ かんせんしょう せいと かんせん ふせ いっていきかん
学校感染症は学校保健安全法により定められた感染症です。他の生徒への感染を防ぐため一定期間、
しゅつせきていし きかん けつせき
出席停止(この期間は欠席になりません)となります。下記の病気を医師に診断された場合、学校へご連絡
ください。とうこう さい ち ゆしやうめいしよ ていしゆつ ひつよう
登校する際は、治療証明書の提出が必要です。

とうこう さい ほごしや かた ち ゆしやうめいしよ ひつようじこう きにゆう せいとほんにん たんにん ていしゆつ
登校する際、保護者の方が治療証明書に必要事項を記入し、生徒本人が担任へ提出してください。

分類	病気の種類	出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、 なんべいしゅつけつねつ ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、 きゅうせいはいくずいえん 急性灰白髄炎、ジフテリア、じゅうしゅうきゅうせいこきゅううき 重症急性呼吸器 しょうこうぐん 症候群、ちゅうとうこきゅううきしょうこうぐん 中東呼吸器症候群、 とくていとりのん 特定鳥インフルエンザ	治療するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで 注2
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで 注2
	麻疹	解熱後3日を経過するまで 注2
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで 注2
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで 注2
	結核	症状により学校医その他の医師に感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師に感染のおそれがないと認められるまで
第3種	新型コロナウイルス感染症 注1	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで 注2
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、 腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、 きゅうせいしゅつけつねつ 急性出血性結膜炎、※その他の感染症(溶連菌 かんせんしょう ういる すせい かんえん てあしくちびょう でんせんせいべにぶち 感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、 へる ぼん ぎー ナ、マイコプラズマ感染症、 かんせんせい いちやうえん など) 感染性胃腸炎等)	症状により学校医その他の医師に感染のおそれがないと認められるまで ※その他の感染症:条件によっては出席停止の措置が考えられるもの

注1 発症から10日を経過するまでマスクを着用してください。

注2 発症当日は0日です。発症の翌日を1日目と数えてください。

ち ゆ しょうめいしょ
治癒証明書

年 組 番 氏名

しんだんめい
診断名:

しゅっせきていしきかん
出席停止期間: 令和 年 月 日 ~ 月 日

※「発症・解熱・消退・軽快した後〇日を経過」とは、発症などした当日を 0 日とし、翌日から 1 日と数える。

じゅしん いりようきかん
受診した医療機関:

いりようきかんでんわばんごう
医療機関電話番号

じゅしん び しんだん ひ
受診日(診断された日) 令和 年 月 日

げねつ けいかい しょうたい
解熱・軽快・消退した日: 月 日

きにゅうび
記入日: 令和 年 月 日

ほごしゃしめい
保護者氏名 印

※インフルエンザ : ほつしょう あといつか けいか げねつ ごふつか けいか
発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
発症当日は 0 日です。翌日を 1 日目と数えてください。

※ ほごしゃ かた きにゅう
保護者の方が記入ください。

※ きにゅうご たんにん せんせい ていしゆつ
記入後は、担任の先生へ提出してください。

※ 担任の先生は、生徒から預かった証明書を保健室へ提出してください。

担任() ⇒ 保健室()